

令和5年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R5. 5. 26	R5. 6. 2	1 第3江古田アパート (1) 第3江古田アパート移転対象者の皆様へ 第3江古田アパート移転に関わる説明会の開催について (5月11日) 2 (旧)府中矢崎町アパート (1) 大丸第2アパートから矢崎町一丁目アパートへ移転される皆様へ 部屋決め抽選会（戻り入居対象者）及び今後の予定等について (5月19日) ※1人世帯向けと2人世帯向けあり 3 清瀬野塩アパート (1) 清瀬野塩アパート建替に伴い5月1日許可で入居する皆様へ 引越しに際してのお願い (4月28日) (2) 清瀬野塩アパート4月16日許可で移転の皆様 旧住宅の鍵の返還について (依頼) (5月26日)	28	1													住宅政策本部 西部住宅建設事務所 管理課	
2	R5. 5. 29	R5. 6. 9	東京都知事(〇)第〇〇号 有限会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書	29	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産課
3	R5. 5. 31	R5. 6. 9	東京都知事(〇)第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 (1) 平成〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 (2) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (3) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (4) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	49	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産課
4	R5. 5. 26	R5. 6. 9	1 南青山一丁目第2(移転先住宅の追加及び移転先住宅見学会の開催について、移転先住宅関係資料、部屋決め抽選会について【重要】、部屋決め抽選会について【重要】) 2 辰巳一丁目(今後の予定、今後の予定、保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について、引越しに際してのお願い) 3 南六郷一丁目(引越しに際してのお願い) 4 桐ヶ丘赤羽北(「建替移転説明会」開催のお知らせ、建替移転説明会資料(桐ヶ丘赤羽北アパートGN03(N55~58号棟))、移転先住宅関係資料) 5 王子三丁目(王子三丁目アパート(3期)の居住者の移転について) 6 田端新町一丁目(今後の移転スケジュールについて(6.1許可)、今後の移転スケジュールについて(6.16許可)、今後の移転スケジュールについて(戻り入居)、臨時ごみ置場の設置について、保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について(使用許可日が令和5年6月1日の方)、保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について(使用許可日が令和5年6月1日の方)、保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について(使用許可日が令和5年6月16日の方)、引越しに際してのお願い) 7 新河岸二丁目(戻り入居者の部屋決め抽選会について【重要】) 8 一ツ家二丁目(一ツ家二丁目アパート(3-1期)の居住者の移転について、一ツ家二丁目アパート(3-1期)「移転説明会」開催のお知らせ) 9 新宿四丁目(今後の予定、今後の予定、保証金の納入及び使用許可証・鍵の交付について(お知らせ))	127	1														住宅政策本部 東部住宅建設事務所 折衝課
5	R5. 5. 30	R5. 6. 12	都営住宅3H-115東(葛飾区鎌倉二丁目)工事の第1回工事変更契約時の工事設計内訳書一式	80	1													住宅政策本部 東部住宅建設事務所 建設課	
6	R5. 6. 2	R5. 6. 16	東京都知事(〇)第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 (1) 平成〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 (2) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	35	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産課
7	R5. 6. 5	R5. 6. 16	東京都知事(〇)第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 (1) 平成〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 (2) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (3) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (4) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	49	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産課
8	R5. 4. 20	R5. 6. 19	【全部開示】 (1) 民間住宅部長事前説明資料 ア (別添1) 宅地建物取引業における免許申請時(新規・免許換え・更新)の必要書類 イ (別添2) 「宅地建物取引業免許申請の手引」改訂に係る検討資料 ウ 【R4年度】「宅地建物取引業免許申請の手引」改訂スケジュール(更新:2022/9/22) (2) 4住住不第970号「宅地建物取引業免許申請の手引」の改訂に係る依頼について 【一部開示】 (1) 民間住宅部長事前説明資料 ア (別添3) 「宅地建物取引業免許申請の手引」P33、P34及びP35の改訂案 (2) 各団体からの回答 ア 不動産業団体(〇〇)説明 議事要旨 イ 宅地建物取引業免許申請の手引の改訂に係る意見等について ウ 不動産業団体(〇〇)説明 議事要旨 エ 〇〇意見交換 議事要旨 オ 手引改訂に関する意見等 (3) 4住住不第1018号「宅地建物取引業免許申請の手引」の印刷	74	1	1												(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条5号) 「宅地建物取引業免許申請の手引」の改訂に係る検討における住宅政策本部と関係団体との意見交換に関する情報で、各団体の意見等を公にすることにより、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。 (7条6号) 「宅地建物取引業免許申請の手引」の改訂案という住宅政策本部における検討に関する情報で、令和5年3月に発行されたものと異なる表記を含むものであり、公にすることにより、免許申請に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条6号) 「宅地建物取引業免許申請の手引」の改訂に係る検討における住宅政策本部と関係団体との意見交換に関する情報であって、公にすることにより、宅地建物取引業免許申請に係る施策検討に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条6号) 当該部分を開示することにより、都の機関が行う事務又は事業に関する情報が明らかになることとなり、公にすることにより、契約に係る事務に関し、都の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産課
9	R5. 6. 6	R5. 6. 19	東京都知事(〇)第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 (1) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 (2) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (3) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (4) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (5) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (6) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	65	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産課
10	R5. 6. 7	R5. 6. 19	東京都知事(〇)第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書	38	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産課
11	R5. 6. 7	R5. 6. 21	東京都知事(〇)第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書	44	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産課
12	R5. 6. 13	R5. 6. 21	東京都知事免許宅地建物取引業者リスト(令和5年6月13日現在)		1													住宅政策本部 民間住宅部 不動産課	
13	R5. 6. 8	R5. 6. 22	令和5年4月12日に開示請求者が東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課に対して行った特定の業者の相談内容に係る文書並びに指導、注意及びそれらの経緯を示す文書一式。						1	1	1							当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることで不開示情報を開示することとなるため	住宅政策本部 民間住宅部 不動産課
14	R5. 6. 13	R5. 6. 23	〇〇株式会社作成の宅地建物取引業の廃業等届出書(令和4年8月2日に受理したもの)	1	1													住宅政策本部 民間住宅部 不動産課	

令和5年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
15	R5. 6. 20	R5. 6. 29	練馬区東大泉六丁目176番 境界確定測量図（二）	4	1					1										(7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。	住宅政策本部 都営住宅経営部 資産活用課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>